**○農林水産省
経済産業省
環境省告示第五号**

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十月十八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　長浜　博行

一　名称　アサヒ飲料株式会社
二　住所　東京都墨田区吾妻橋一丁目二十三番一号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

| 素材 | 色 | 容量 | 重量 | 用途 | 形状 |
|---|---|---|---|---|---|
| ガラス | 無色 | 三五〇ミリリットル | 四〇〇グラム | 炭酸飲料用 | 厚生省平成九年八月農林水産省告示第二号通商産業省図第八十三のとおり |
| ガラス | 無色 | 三四〇ミリリットル | 四〇五グラム | 炭酸飲料用 | 厚生省平成九年八月農林水産省告示第二号通商産業省図第八十七のとおり |

一　名称　中央製乳株式会社
二　住所　愛知県豊橋市植田町字八尻十二番地
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

| 素材 | 色 | 容量 | 重量 | 用途 | 形状 |
|---|---|---|---|---|---|
| ガラス | 無色 | 一八〇ミリリットル | 二〇〇グラム | 牛乳用 | 農林水産省平成十三年五月経済産業省告示第一号環境省図第二十四のとおり |
| ガラス | 無色 | 二〇〇ミリリットル | 二〇〇グラム | 牛乳用 | 農林水産省平成十三年五月経済産業省告示第一号環境省図第二十五のとおり |

**○国土交通省告示第千百四十一号**

成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所
(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一
(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　成田国際空港航空灯火
三　航空灯火の位置及び所在地　成田国際空港内及びその周辺　千葉県成田市及び山武郡芝山町
四　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第九十四号を参照。）
四(2)　滑走路Aに係る灯火の表進入灯（標準式）の項、滑走路末端灯の項、滑走路末端補助灯の項及び接地帯灯の項を次のとおり変更した。

| | | |
|---|---|---|
| 進入灯（標準式） | 白熱電灯、航空可変白、航空赤の不動光 | 航空可変白二万二千カンデラ、航空赤六千カンデラ | 滑走路Aの16側末端から滑走路中心線の延長線上九百メートルまでの間 |
| | 白熱電灯、航空可変白の不動光 | 二万二千カンデラ | 滑走路Aの34側末端から滑走路中心線の延長線上七百五十メートルまでの間 |
| | キセノン放電灯、航空白の閃光、毎秒二閃光 | 実効光度一万九千カンデラ | 滑走路Aの16側末端から滑走路中心線の延長線上九十メートルから九百メートルまでの間及び滑走路Aの34側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから七百五十メートルまでの間 |
| 滑走路末端灯 | 白熱電灯、航空緑、航空赤の不動光 | 航空緑一万千カンデラ、航空赤二千八百カンデラ | 滑走路Aの末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間 |
| 滑走路末端補助灯 | 白熱電灯、航空緑の不動光 | 一万五千カンデラ | 滑走路Aの末端灯列の両外側 |
| 接地帯灯 | 白熱電灯、航空可変白の不動光 | 六千カンデラ | 滑走路Aの末端から九百メートルまでの滑走路上 |

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十四年十二月十三日

**○国土交通省告示第千百四十二号**

海ほたる地標航空灯台を設置したので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　航空灯台　海ほたる地標航空灯台
三　航空灯火の位置及び所在地　北緯三十五度二十七分五十一秒　東経百三十九度五十二分三十秒　千葉県木更津市中島地先
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項
イ　灯質　キセノン放電灯、航空白の閃光、毎分百閃光
ロ　光度　実効光度八万カンデラ
五　運用時間　夜間その他必要と認められるとき
六　供用開始期日　平成二十四年十二月十三日
七　航空灯火の利用上の特記事項　特になし

**○国土交通省告示第千百四十三号**

広島西飛行場の供用の廃止について、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　広島県　広島県広島市中区基町十番五十二号
二　空港の名称及び位置　広島西飛行場　広島県広島市
三　供用廃止の予定期日　平成二十四年十一月十五日